

平成 30 年度

第 3 回寝屋川市景観審議会

会 議 録

# 平成 30 年度第 3 回寝屋川市景観審議会

日時：平成 31 年 1 月 22 日(火)  
午前 10 時 00 分から  
場所：寝屋川市役所 議会棟 4 階  
第一委員会室

## 《次 第》

- 1 開 会
- 2 景観審議会で審議するもの
  - (1) 平成 30 年度第 1 回寝屋川市都市計画審議会の意見について
  - (2) 寝屋川市景観計画変更（案）について
  - (3) 寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加（案）について
- 3 景観審議会に報告するもの  
2019 年度の取組予定について
- 4 閉 会
- 5 指定済景観重点地区視察（寝屋南地区）

以 上

平成 31 年度第 1 回寝屋川市景観審議会 会議録

- 1 日 時 : 平成 31 年 1 月 22 日 (火) 午前 10 時 00 分～10 時 35 分
- 2 場 所 : 議会棟 4 階第一委員会室
- 3 出席者
- |     |              |       |     |
|-----|--------------|-------|-----|
| 委 員 | 会 長          | 増 田   | 昇   |
|     | 副会長          | 山 野   | 高 志 |
|     | 委 員          | 坂 口   | 行 洋 |
|     | 委 員          | 井 上   | 容 子 |
|     | 委 員          | 白 川   | 清 司 |
|     | 委 員          | 熊 田   | 将 男 |
|     | 委 員          | 奥 野   | 隆 雄 |
|     | 委 員          | 星 野   | 創   |
|     | 委 員          | 小 倉   | 敏 路 |
|     | 委 員          | 田 中   | 和 美 |
|     | まち政策部長       | 大 坪   | 信 幸 |
|     | 都市計画室長       | 竹 本   | 明 広 |
|     | まちづくり指導課長    | 野 口   | 勝 彦 |
|     | まちづくり事業推進津課長 | 桑 原   | 陽 二 |
| 事務局 | まちづくり指導課     | 係長 堤  | 潤   |
|     | 同            | 係長 下谷 | 和 生 |
|     | 同            | 係長 荒垣 | 幸 信 |
|     | 同            | 主査 窪田 | 一 平 |
- 4 傍聴人 0 名
- 5 会議事項 別紙のとおり

## (開 会)

### 【事務局】

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、只今より、平成 30 年度第 3 回寝屋川市景観審議会を開催いたします。本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は、本日、司会進行をさせていただきます、まちづくり指導課開発担当係長の荒垣でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員 11 名中 10 名の出席となっておりますので、寝屋川市景観審議会規則第 4 条第 2 項の開催要件を満たしております。

なお、当審議会につきましては、公開となっておりますので、傍聴の希望がある場合は、任意で出入りいただくこととなっておりますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、まちづくり指導課長の野口より、ご挨拶申し上げます。

### 【課長開会挨拶】

### 【事務局】

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

まず、次第、次に、配席図

**資料 1**として、第 2 回景観審議会でご意見等をいただいた箇所について抜粋したもの

**資料 2**として、第 1 回都市計画審議会でご意見等をいただいた箇所について抜粋したものの

**資料 3**として、第 1 回都市計画審議会の答申

**資料 4**として、寝屋川市景観計画変更（案）

**資料 5**として、屋外広告物条例の規定による指定区域の追加（案）

**資料 6**として、パワーポイント資料

最後に、指定済景観重点地区視察資料

以上でございます。資料につきましては、事前に配布をさせていただいております。不足等がある方はお申し出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日の会議録につきましては、後日、市ホームページ及び市役所情報コーナーにて公開をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

### 【事務局】

それでは、増田会長に議事進行をお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

### 【会長】

皆さん、おはようございます。

それでは、只今より平成 30 年度第 3 回景観審議会を開催します。よろしくお願いいたします。

本日の案件について、事務局よりご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

たします。

#### 【事務局】

まちづくり指導課の窪田でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、第2回景観審議会後に実施いたしました、景観計画変更（素案）の告示及び公衆の縦覧について報告をさせていただきます。

「寝屋川市景観計画の作成手続きに関する要領第2条第1項」の規定に基づき、平成30年10月3日に告示し、翌4日から17日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見等はございませんでした。

それでは、お手元の次第をご覧ください。

次第2の(1)第1回寝屋川市都市計画審議会の意見、(2)寝屋川市景観計画変更(案)、(3)寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加(案)について、一括して説明をさせていただいた後、ご質問やご意見等、ご審議をいただきたいと考えております。

次に、次第3、2019年度の取組予定について説明をさせていただき、ご質問等をお受けしたいと考えております。

次に、次第4で一旦閉会をさせていただいた後、次第5の指定済景観重点地区（寝屋南地区）の現地視察を行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は「打上高塚町周辺」を景観重点地区として指定する景観計画変更（案）の最終答申となりますので、ご審議いただいた後、「寝屋川市景観審議会規則第4条第3項、審議会の議事は出席者の過半数で決する。」に基づきまして、ご決議をいただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 【会長】

ありがとうございました。只今、事務局よりご説明がありましたとおり、審議するものとして、次第2、3とあった後、現地視察もあるということですので、よろしくお願いいたします。

また、本日は寝屋川市景観計画変更（案）につきまして、決議をとるということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局よりご説明願をお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、次第2(1)の平成30年度第1回寝屋川市都市計画審議会の意見について、説明をさせていただきます。説明にあたりましては、主にスクリーンを使用して、進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、事前配付をしております、資料6のパワーポイント資料におきまして、修正がございましたので、ご報告させていただきます。

5ページの右上、景観計画P5となっておりますがP3に、次に、6ページの景観計画P8となっておりますがP6に、最後に7ページから9ページの景観計画P15となっておりますがP13に修正いただきますよう、よろしくお願いいたします。

都市計画審議会における「寝屋川市景観計画変更（素案）」及び「寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加（素案）」に対する、都市計画審議会委員の皆様から頂

戴いたしました、意見等について報告をさせていただきます。資料2及び資料3も、あわせてご参照ください。

「景観法第9条第2項」の規定により、景観計画の変更に伴いまして、都市計画に関する観点などから委員の皆様の見解等をお伺いするものです。

景観重点地区13地区の指定経緯や、今年度のスケジュール、また、今回追加指定を目指している「打上高塚町周辺景観重点地区」における関係権利者へのアンケート調査結果及び地元自治会長並びに関係団体会長等への説明結果に関する経緯を踏まえた、「景観計画変更（素案）」などについて、説明をさせていただきました。ご意見等の主なものとしては、

- ①景観重点地区で予定される対象建物等
- ②屋外広告物の色彩等の違反に対する本市の対応
- ③景観審議会における委員の皆様方からのご意見等
- ④景観形成方針における生駒山系への眺望等に関する景観的配慮
- ⑤景観形成基準における建築物のデザイン向上等に関する基準
- ⑥東寝屋川駅前線における歩道材料等
- ⑦景観計画における今後の景観施策の方向性
- ⑧地元・関係団体からのご意見等の有無
- ⑨アンケート調査における若い方々へのご意見反映の機会

となっておりますが資料3における、原案どおり、ご承認をいただいております。

次に、次第2（2）の寝屋川市景観計画変更（案）について、説明をさせていただきます。資料4の3ページも、あわせてご参照ください。

景観重点地区の名称について、景観計画変更（素案）では、「（仮称）打上高塚町周辺景観重点地区」としておりましたが、「景観計画変更（案）」が最終案であることから、全ての名称から（仮称）を削除し、「打上高塚町周辺景観重点地区」としております。

次に、良好な景観の形成に関する方針でございますが、資料4の6ページも、あわせてご参照ください。

先程、ご説明しましたとおり、公衆の縦覧及び都市計画審議会とともに、「意見なし」となっておりますことから「素案」から「案」において、景観形成方針の修正はございません。

次に、届出対象行為及び景観形成基準でございますが、資料4の13ページも、あわせてご参照ください。

届出対象行為及び景観形成基準につきましても、同様に意見が無かったことから修正はございません。

次に、JR東寝屋川駅側から見た「都市計画道路 東寝屋川駅前線」の完成イメージ図でございます。事業区域内では無電中化が行われ、歩道には樹木を配すなど緑化が行われるとともに、地区の形成イメージに配慮された歩道舗装や道路照明等施設が整備される予定となっております。

続きまして、次第2（3）の寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加（案）について、説明をさせていただきます。資料5も、あわせてご参照ください。

なお、事前配付をしております、資料6のパワーポイント資料におきまして、修正がございますので、ご報告させていただきます。

13ページから18ページまでのページ下部の指定区域の色彩基準が30%以内となっております。

りますが20%以内に、次に、14ページ及び15ページの指定区域の高さ基準が建物の高さの3分の1以内となっておりますが5分の1以内に、最後に16ページの指定区域の突出(つきだし)広告物の掲出個数が2となっておりますが1に、道路への突出しの基準が抜けておりますが、道路への突出し不可に修正いただきますよう、よろしく願いいたします。

指定区域の名称につきましては、第2回景観審議会のとより、仮称を削除し、「打上高塚町周辺指定区域」としております。

次に、基準の内容につきましては、スクリーンの下部が指定区域の基準となりますが、景観と同様に、公衆の縦覧及び都市計画審議会ともに、「意見なし」となっておりますことから、基準の修正はございませんが、概要をご説明させていただきます。各屋外広告物に共通の色彩基準は、彩度を抑えた色を使うか、彩度の高い色を使う場合は、広告物の面積の2割以内に抑える必要があります。

次に屋上広告物の基準ですが、建物高さの5分の1以内、表示面積の合計は壁面面積の5分の1以内などとなります。

壁面広告物の基準につきましては、建物高さの5分の1以内、表示面積の合計は壁面面積の5分の1以内などとなります。

突出(つきだし)広告物の基準につきましては、取付壁面から突出幅が1メートル以内、道路への突出しは不可などとなります。

独立広告物の基準につきましては、自家用広告物は高さ10メートル以内、表示面積の合計は20平方メートル以内、案内看板などの自家用以外の広告物は高さ5メートル以内、表示面積の合計は10平方メートル以内などとなります。

工作物等に設けるものの基準につきましては、工作物の高さの2分の1以内、表示面積の合計は工作物の見附面積の10分の1以内などとなります。

事務局からの説明は以上でございます。

#### 【会長】

ありがとうございました。

ただいま、寝屋川景観計画変更(案)、並びに、寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加(案)について、ご説明をいただきましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。都市計画審議会からも公告縦覧でも「意見なし」という状況でございますけれどもいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日は決議をするということでございますので、一点ずつお諮りしたいと思います。

先ず、寝屋川市景観計画変更(案)につきまして、最終答申は妥当ということでよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【会長】

ありがとうございます。

それでは、「異議なし」ということですので、お認めいただくことになろうかと思えます。

それともう一点、寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加（案）について、これも原案どおりということによろしいでしょうか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【会長】

ありがとうございます。

寝屋川市景観計画変更（案）及び寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加（案）ともに、原案どおりということでご決議をいただきました。ありがとうございます。

それでは、これで次第2が終わりまして、次の次第3について前に進めてまいりたいと思えます。2019年度の取組予定について、事務局よりご説明いただければと思えます。よろしく願いいたします。

#### 【事務局】

次第3、2019年度の取組予定について、説明をさせていただきます。

2019年度における景観重点地区の追加指定につきましては、都市計画道路等の進捗状況を踏まえ追加指定の予定はございませんが、都市計画道路等事業の進捗状況を勘案しつつ、景観重点地区の追加指定を検討してまいりたいと考えております。

また、2019年3月16日、「JRおおさか東線」の全線開業にあわせまして、JR学研都市線「東寝屋川駅」が「寝屋川公園駅」に駅名改称されることから、「都市計画道路東寝屋川駅前線」、「東寝屋川駅前線沿道地区地区計画」など都市計画の変更が予定されております。

これらを踏まえまして、2019年度の取組予定としましては、駅名改称に伴う「本市景観計画等」の名称変更に関する報告や今年度に引き続き、指定済景観重点地区の現地視察を行いたいと考えております。

駅名改称にあたっての経緯としましては、地元からの要望や駅周辺のまちづくりの起爆剤にもなることから、本市のイメージアップ及び定住促進等の取組を一層進めるため、平成28年から本市とJR西日本において協議を開始し、平成30年11月20日に駅周辺のまちづくりなど、地域と鉄道の連携による相互の持続的な発展に向けた取組を推進することを目的として、「まちづくり連携協定」を締結しております。

「まちづくり連携協定」の内容としましては、駅へのアクセス改善、駅周辺の地域活性化、市の魅力や情報発信、文化・スポーツ事業の振興、駅周辺の安全・安心の向上などとなっており、これらの取組を円滑に進めるための契機として、駅名を「東寝屋川駅」から「寝屋川公園駅」に改称するものでございます。

なお、2019年度における景観審議会の開催は、景観重点地区の追加指定がないことから1回の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。



**【会長】**

ありがとうございました。

ただいま、ご報告いただきましたように2019年度の取組予定について、ご報告いただきました。何かご質問等ございますでしょうか。特にございませんか。

**【会長】**

まちづくり連携協定を締結されたというのは、どことどこが締結されたのか、市と鉄道会社ですか、或いは、地域と鉄道会社なのですか、教えてください。

**【事務局】**

まちづくり連携協定につきましては、本市とJR西日本におきましての連携協定でございます。

**【会長】**

駅名改称というのは、大変な作業となるのでしょうか。

**【部長】**

駅名改称につきましては、先ずはタイミングとしてJRおおさか東線全線開業の機会があったということや地元からの要望もありました。東寝屋川というと寝屋川の端のようなイメージがあるというお話や寝屋川公園駅という大きな公園があって多くの利用者がいらっしゃる、また、イメージも非常に良いということもあって、「寝屋川公園駅」とすることによって今後のまちづくりを進めていきやすい、イメージアップにもつながるということで、本市も進めていこうということになっております。

費用につきましてもかなり費用はかかりますが、本市からJR西日本様に約1億2千万円負担して駅名改称をするということになっております。

ただし、その費用が高いかという話になってきますと今回、おおさか東線が全線開業されるタイミングでなかったら約3億6千万円かかるというご提示をいただいておりますが新たに開業され、いろいろな変更を伴うこの機会であれば約1億2千万円に対応できますというお話がございまして、その投資によってこれから本市のまちづくりをしっかりとやるという思いで進めております。

**【会長】**

駅名改称は時刻表から全てのサインから全部変更しないといけないので結構な金額と聞いていたんですけど、やっぱり金額がかかるものなんですね。参考のためにお聞きいたしました。

他にご質問等いかがでしょうか。

**【委員】**

今のご質問に因みまして、駅名改称に伴って景観計画上の名称も変わるということで、その前に都市計画道路自体の名称が東寝屋川駅前線ですけど、道路自体の名称も変わるのでしょうか。

**【事務局】**

只今、委員がおっしゃいましたように都市計画道路名ですので、名称変更するにも都市計画の変更手続きを経て、東寝屋川駅前線という名称を「寝屋川公園駅前線」に名称変更する予定です。手続きについては、都市計画審議会を経なければいけないということになりますので来年度の通常ですと7月か8月頃、11月頃、2月頃と計3回予定している中の出来る限り早い時期にあげさせていただいて手続きをかけていきたいと考えております。

**【会長】**

大阪府立大学もそうですし大阪市立大学もそうですけど、かっこ書きではあるんですけど駅名にはないんですね。大阪市立大学は杉本町というJRの駅名なんですけどかっこして大阪市立大学前はあるんですけど正式名称は杉本町となっています。大阪府立大学は南海高野線で白鷺駅なんですね。大阪府立大学前っていう駅はないんですね。結構、東京の大学の名前を使った駅名は多いですけどね。関西は少ないですね。

はい、ありがとうございます。本日予定をしておりました案件に関しましては、おかげさまで終了したかなと思います。ありがとうございます。

それでは、事務局の方にマイクをお返しいたしますので、後の視察についてご説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

**【事務局】**

閉会に際しまして、まち政策部長であります大坪より、ご挨拶申し上げます。

**【部長閉会挨拶】**

**【事務局】**

以上をもちまして、本日の景観審議会を閉会いたします。委員の皆様、ありがとうございました。

これより現地視察となっておりますが、「寝屋南地区」が広範となっておりますので、バスにご乗車いただきながらの視察となりますこと、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、1階にて、マイクロバスをご用意しておりますのでお荷物と資料をご持参いただき、ご乗車いただきますよう、お願いいたします。

以上